

# 文化庁の紹介

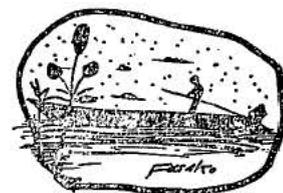
## 文化庁設置の意義

文化庁は、政府の一省一局削減方針を法制化した「行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律」(昭和四十三年<sup>号</sup>)にもとづいて、それまでの文化局と文化財保護委員会とを一体化して、さる六月十五日に設置された。

このように文化庁発足の契機となったものは一省一局削減という行政機構の簡素化措置ではあるが、この方針を受けた文部省の態度方針としては、そのように消極的に受け止めたわけではなく、むしろこの機会に従来から懸案だった文化行政の一体化を積極的に実現しようということであった。

今回統合の対象となった文化局は、昭和四十年調査局と振替えて

石川二郎



設置されたものであるが、その設置の意義は、それまで社会教育局と調査局とで分担していた文化に関する行政を一体化し行政効率の向上をはかるうとするものであった。

今回の文化庁の設置は、この文化局設置の趣旨をいっそう発展させて、文化局所掌の芸術文化行政と、文化財保護委員会所掌の文化財保護行政とを、さらに一体化し、文化行政をいっそう総合的な形で、調和的効果的におしすすめようとしたものである。

このように文化局と文化財保護委員会を統合するとその事務量は膨大なものとなるということと、かつて文化財保護行政が独立の行政機関によって行なわれてきたことをも考慮し、内局とせず、國務大臣を長官としない庁として外局としたものである。

世評にはこの姿をみて、一省一局削減、行政の簡素化という見地

からみるとむしろ機構の拡充ではないかという批判すらあるほどであるが、局長クラスの一名減員ということではたしかに行政の簡素化になっているが、そのような批評があるのは、一省一局削減という以上の、この際文化行政をいっそう一元的に推進するようにしたいという、上述のような積極的意図が文部省にあって、そのことが文化庁をりっぱに発足させたことによるものである。

### 文化庁の任務

このような趣旨でできた文化庁の任務については、文部省設置法第二十九条に示されているが、それによれば、

文化庁は、文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行なうことを任務とする」と定められている。

ここに宗教に関する国の行政事務とは、これまで文化局にあった宗教関係事務、すなわち、宗教法人規則の認証等の宗教法人法の所管および運用、宗教に関する情報資料の収集、提供、宗教団体との連絡等のことをさしている。

### 文化庁の権限

文化庁は、文部省設置法第五条の規定により文部省に与えられている諸権限のうち、文化または宗教にかかるもの、および各省庁の外局が共通にもっている人事管理等の内部的な管理を行なう権限をもっている。その主たるものを、第五条第一項の中から摘記すると、

○ 文化の振興に関し、調査し、及び企画すること。(十二号)

○ 地方公共団体及びその機関の行う文化及び宗教の事務に関する制度に関し、調査し、及び企画すること。(十三号)

○ 文化に関する法人の設立につき認可を行うこと。(十七号)

○ 文化に関する機関(他の行政機関に属するものを除く)に対しその運営に関して指導と助言を与えること。(十八号)

○ 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること。(十九号)

○ 地方公共団体の長又は教育委員会に対し、文化及び宗教の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は著しく適正を欠く場合において、その是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めること。(十九号の二)

○ 文化に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。(二十号)

○ 文化に関する重要な題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。(二十一号)

○ 教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。(二十二号)

○ 大学、高等専門学校及び研究機関の研究活動について連絡し、及び援助すること。(二十三号)

○ 国内における教育、学術又は文化に関する国際的諸活動について連絡調整すること。(二十四号)

○ 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約

東に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。(二十五号)

○ 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。(二十五号の二)

○ 教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、関係行政機関に意見を述べること。(二十六号)

○ 国費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。(二十七号)

○ 所掌事務に関する調査研究を行い、その結果を利用に供し、及び関係調査研究機関に対し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。(二十八号)

○ 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。(二十九号)

○ 宗教に関する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。(三十号)

○ 教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関並びに、大学及び高等専門学校に対し、報告書、資料等の提出を求めること。(三十一号)

このほか、会計、人事等に関することや、法律に基づいて文化庁に属せられる権限があるが、前述各種の権限のうち、次にかかげるような一部のものは、その重要性にかんがみ、とくに法律の規定により文部大臣の権限としているが、それにとまなう事務処理には文化庁が当たるとはもちろんである。

1 文化財保護法の規定による重要文化財等の指定等および指定等の解除ならびに都道府県教育委員会が行なった史跡名勝天然記念物の仮指定の解除およびこれらに直接関連する指定書の交付等の手続

2 宗教法人法の規定による所轄庁の権限(宗教法人の規則等の認証、認証の取消、公益事業以外の事業の停止命令)

3 民法の規定による文化または宗教に関する法人(宗教法人を除く。)についての設立の許可、定款の変更の認可、業務の監督等

4 文部省設置法の規定による文化庁の審議会の委員および附属機関の長の任命

5 その他

文部省設置法第五条第二項には「文部省は、その権限の行使に當つて、法律(これに基く命令を含む)に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする」とあるが、このことは、文化庁についても当然該当することであるのはいうまでもなく、それがまた多くの場合文化行政の特質と言える。

### 文化庁の組織

文化庁には長として、文化庁長官がおり(文部省設置法第二十九条)、長官を助け、庁務を整理するため次長が置かれている。次長は一人である(文部省設置法第(三十二条))。

文化庁の内部部局としては、長官官房、文化部、文化財保護部が置かれることになっている(文部省設置法第(三十一條))。

このように、次長を置き内部部局として官房、二部を置いた主た

る理由は、文化庁は従来の一内局および一外局が所掌していた事務をあわせ行なうため、事務量がきわめて膨大となるということである。

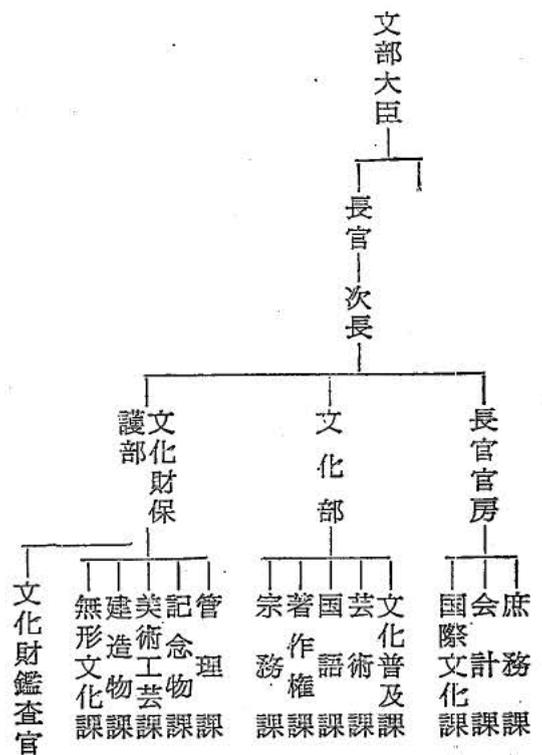
文化庁と文化財保護部とに分けた理由は、これまでの機構を尊重し、機構改革をスムーズに行なう意図があったことはもちろんであるが、文化振興のための行政と文化財保護行政とがそれぞれまじりのある行政分野を形成していること、文化振興のための行政が主として助長行政であるのに対し、文化財保護行政は国民の権利義務にかかわるところが多い行政であるなど、二つの行政の間にはおのずとその性格に相違がある等の理由になるものである。

長官官房は、内部管理事務を行なうほか、文化の振興および文化財の保護を通じた文化行政全般にわたる基本的施策の調査企画、さらに、教育、学術にわたる国際文化交流の企画等を行なわせるなど、その統合的企画的機能を考えて設けられたものである。

次長は、前述のように所掌事務の性格内容が異なる文化庁および文化財保護部のそれぞれの行政を高い立場から調整し、統合するためが必要であり、また長官官房の事務を総括するという意味からも必要である。

なお文化庁のように、次長、官房、各部からなる各省の外局には、国税庁、水産庁、中小企業庁がある。

さて、長官官房、文化庁および文化財保護部の各課および附属機関等を一覧して示すと次のようである。



(附属機関)

国立博物館 (東京・京都・奈良)

国立近代美術館 (東京・京都)

国立西洋美術館

国立国語研究所

国立文化財研究所 (東京・奈良)

日本芸術院

国語審議会

著作権制度審議会

宗教法入審議会

文化財保護審議会

(特殊法人)

国立劇場

各課のしごとをあらまし

(長官官房)

庶務課

文化庁全般の人事、福利厚生、文書、法規などの内部管理事務のほか、基本的施策の調査企画、文化庁所掌事務の広報、総合調整に関する事務をつかさどる。

会計課

文化庁全般の予算決算などの会計事務を行ない、国有財産および物品の管理事務を行なう。

国際文化課

- (1) 国内における国際協力に関する事務を行ない、および国際的諸活動について連絡調整すること、たとえば
  - ア A・A諸国への教育協力のための専門家の派遣と指導者の招致、研修員の受入、
  - イ 海外勤務者子女教育推進に関する諸施策の企画立案および実施等
- (2) 諸外国との人物交流に関し条約その他の国際約束に従い国際的取り決めに交渉し、及び締結すること、たとえば
  - ア 文化協定締結国との人物交流、
  - イ フランス語担当大学教員のフランス派遣

ウ ドイツ文学担当大学教員のドイツ派遣等

(3) 教育、学術および文化に係る国際文化交流の企画に関すること、たとえば

ア 日米文化教育合同会議に関すること

イ アメリカン・フィールド・サービス奨学生派遣事務

ウ ハワイ東西センターにおける研修のための中等学校教員等の派遣事務

等の事務をつかさどる。

(文化部)

文化普及課

文化(文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く)の振興に関し、企画し、連絡調整を行なうこと。名作美術展や青少年芸術劇場の地方巡回など芸術文化の普及に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。華道、茶道などの生活文化や国民娯楽の向上を図ること。劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に対して援助指導を行なうこと、などの事務をつかさどるほか国立近代美術館(東京・京都)及び国立西洋美術館に関する事務や文化に関する団体との連絡を行ない、またこのほか文化部の所掌事務の連絡調整に関する事務を行なう。

芸術課

文学、音楽、美術、演劇、舞踊その他の芸術について資料の収集や提供、展示会の開催など芸術の向上に関し援助と助言を与える等の事務を行なう。芸術祭の企画実施はこの課の大きな仕事である。

日本芸術院に関する事務を行なうとともに、芸術関係の諸団体との連絡にあたり、芸術関係団体への補助事務を行なう。

#### 国語課

国語の改良について調査し、企画し、政府機関、教育機関等に対し、その普及を図る。ローマ字に関する調査研究、公用文の改善、外国人に対する日本語教育の実施について専門的、技術的な見地からの援助や助言を行なう。文部省出版物の用語及び用語法の審査を行なう。

国立国語研究所および国語審議会に関する事務を行なう。

#### 著作権課

著作権法その他著作権に関する条約や法令に関する事務を処理するほか、内外の著作権に関する調査、資料収集、提供を行なう。著作権制度審議会に関する事務を行なう。

#### 宗務課

宗教法人の規則等の認証その他宗教法人法に関する事務を処理すること、宗教に関する情報資料の収集及び提供を行なうこと、宗教団体との連絡に関すること、宗教法人審議会に関すること等の事務をつかさどる。

### (文化財保護部)

#### 管理課

文化財の保存及び活用に関し、企画し及び連絡すること、文化財保存事業への助成に関すること、文化財保護に関する資料の収集、作成、文化財に関する展示会、講習会その他の催しの主催又は参加、

などの事務を行なうほか、文化財保護審議会に関すること、国立博物館（東京・京都・奈良）、国立文化財研究所（東京・奈良）に関すること、文化財保護部の所掌事務に関し、連絡調整する事務をつかさどる。

#### 記念物課

重要民俗資料、史跡名勝天然記念物および特別史跡名勝天然記念物の指定ならびにその解除に関すること、これらを管理すべき地方公共団体その他の法人の指定及び解除に関すること、さらに、これらの管理、修理及び復旧に関することやその保護のための規制に関すること、これらの調査、保存、活用に関する事務、埋蔵文化財の保護に関する事務を行なう。宮跡、城跡、貝塚、古墳など、わが国の歴史や文化の発展を知るうえに貴重な史跡、日本の美しい国土を代表する名勝地、トキ、コウノトリ、天然林など学術上価値の高い天然記念物の保護にあたっている。

#### 美術工芸課

わが国古来の絵画、彫刻、工芸品、書跡などの美術工芸品を調査し、国宝又は重要文化財として指定しあるいは解除し、その所有者または管理者に対し美術工芸品である重要文化財について管理、活用の指導助言を行なうとともにその修理に関することやその他保存、活用に関する事務を行なう。

#### 建造物課

社寺、城郭、書院など日本古来の建築のほか、庶民の住宅やさらには西欧の技術による洋風建築などで価値の高い建造物を調査し、これを国宝又は重要文化財として指定し、あるいはその解除に関する

る事務を行なうほか、これら建造物である重要文化財の管理、保存のための修理、防災施設、あるいは公開その他活用について、指導、援助、助言を行なう。

#### 無形文化課

昔から伝えられてきた芸能、工芸技術等の伝統的なわざで、芸術上特に価値の高い無形文化財について、重要無形文化財としての指定あるいは解除、重要無形文化財の保持者の認定あるいは解除に関する事務を行なうほか、伝承者の養成や記録の作成、公開などを行ない、その保存と活用に関する事務を行なう。

なお特殊法人国立劇場に関する事務で、文化庁の所掌に属するものを処理している。

#### 文化財鑑査官

文化財保護部の所掌事務のうち文化財に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理する。

### 文化庁の当面の重点施策

文化庁はその発足にあたり、当面の重点施策として次の事項をとりあげている。

#### 一 芸術文化の振興と普及

- 1 芸術祭の刷新充実
- 2 芸術関係団体の活動に対する助成強化
- 3 青少年に対しすぐれた芸術の鑑賞機会を与えること
- 4 新人の発見と育成

#### 二 地方芸術文化の振興

- 1 地方の芸術文化活動の振興
- 2 地方における文化施設の整備促進
- 3 地方の人々に対し中央のすぐれた芸術を鑑賞できる機会を与えること

#### 三 著作権制度の改正

著作権法案の早期成立を期すること

#### 四 国際文化交流の活発化

- 1 芸術文化の国際交流、芸術家、文化人等の国際交流の促進
- 2 外国人に対する日本語教育の充実

#### 五 国語施策の改善

国語審議会への審議の方向にそって国語施策の改善を期すること

#### 六 史跡埋蔵文化財対策の強化

- 1 国土開発事業の急激な進行に対処し、史跡、埋蔵文化財の緊急調査を実施するとともに、史跡について、土地の買上げ、環境整備に努めること

- 2 史跡、埋蔵文化財包蔵地についての国の発掘調査体制の強化
- 3 特に平城、藤原、飛鳥等の宮跡の保存整備について検討を進めること

#### 七 国宝、重要文化財等の保護の充実

- 1 国宝、重要文化財の修理、防災の強化
- 2 重要無形文化財の伝承者や修理技術の後継者の養成
- 3 天然記念物、特に原始林、動植物の保護の強力な推進

## 八 明治関係文化財の指定の促進 九 国立文化施設の整備等

国立の博物館、美術館、劇場等を整備充実するとともに、公私の文化施設との有機的連携をはかること

なお、フィルム・センターの設置に努力すること

### おわりに——文化庁の課題

以上いかなる経過といかなる趣旨で文化庁が生まれたか、その任務、権限はどのようになっていくか、その組織や仕事のあらましはどうかを、きわめて簡単に紹介して来た。

現在、文化庁の約八百名の職員は、その与えられた職責に応じ、文化庁設置の趣旨を実現すべく努力していると私は考えている。

しかし、昭和二十五年以来行政委員会のもとに所掌されて来た文化財保護行政と文部省の内局で所掌されて来た芸術文化行政とは人事の扱いにおいて、予算のたて方において、附属機関の指導の仕方において、種々の点で微妙な相違がある。この相違点を新しい文化行政の体制の中に止揚させて、所期したような一元的効果的な文化行政を確立し得るかどうかが、創設期にある文化庁当面の課題である。

次に、本誌の「文化庁への期待」なる座談会における参加者の発言でも明らかのように、世間の文化庁への期待には、これまでのような、芸術文化の振興と伝統文化財の保護をやっているだけでよいということだけではなく、この工業化、都市化、大衆化のすすむ社会

にあつて、どのような文化的な生活を入びとがつくりあげて行ったらよいのか、文化庁は都市生活のあり方に対して発言しないのかということがある。また都市化の反面、失われて行く自然美の保護に對してもっと積極的な役割を演じないのかという声がある。また、観光の振興の名のもとに、史跡、名勝、天然記念物等が損われてゆくことに對し、文化庁は、観光を文化的意義から改善してゆくような方策を講じないかとの意見もある。その他、今日われわれの生活に深く浸透しているマスコミに對し、文化庁はその協力を得るためにどのような方策をもっているのかという期待をこめた質問もある。

いずれにせよ、社会の文化庁に對する期待は単にこれまでの文化局と文化財保護部の行政を機械的にたし算したものとどまっていない。この社会の人びとの文化庁に對する過大とも思われる期待を、文化庁としてはありがたく感じとって、わが国の文化振興の上に文化庁の果たす役割をいっそうはつきり力強いものにしてゆくように努力することが、文化庁の将来の課題といえよう。

(文化庁長官官房庶務課長)